

大阪府立りんくう翔南高等学校長 様

ねん 年      くみ 組      ばん 番      なまえ 名前

がっこうほけんあんぜんほうだい19じょう      しゅっせきていし      かんせんしょう  
学校保健安全法第19条により出席停止となる感染症

しゅるい 種類	しるし 〇印	びょうめい 病名	しゅっせきていしきかん きじゆん 出席停止期間の基準
だい1しゅ 第1種		びょうめい 病名 ( )	ちゆ 治癒するまで
だい2しゅ 第2種		*インフルエンザ	はっしょう 発症した後5日を経過し、かつ、げねつ 解熱した後2日を経過するまで
		ひやくにちげき 百日咳	とくゆう 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性ぶっしつせいざい 物質製剤による治療が終了するまで
		ましん 麻疹 (はしか)	げねつ 解熱後3日間を経過するまで
		りゅうこうせいじかせんえん 流行性耳下腺炎	じかせん 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、ぜんしんじょうたい 全身状態が良好になるまで
		ふうしん 風疹	ほっしん 発疹が消失するまで
		すいとう 水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
		いんどうけつまくねつ 咽頭結膜熱 (プール熱)	しゅようじょう 主要症状が消退した後2日を経過するまで
		けっかく 結核	しゅようじょう 症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
		ずいまくえんきんせいずいまくえん 髄膜炎菌性髄膜炎	しゅようじょう 症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
		*新型コロナウイルス	はっしょう 発症した後5日を経過し、かつ、しゅようじょう 症状が軽快した後1日を経過するまで
だい3しゅ 第3種		コレラ	しゅようじょう 症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
		さいきんせいせきり 細菌性赤痢	
		ちようかんしゅけつせいでいちようきんかんせんしょう 腸管出血性大腸菌感染症	
		ちよう 腸チフス	
		パラチフス	
		りゅうこうせいかくけつまくえん 流行性角結膜炎	
		きゅうせいしゅけつせいかくけつまくえん 急性出血性結膜炎	
	た かんせんしょう その他の感染症 びょうめい 病名 ( )		

\*インフルエンザ、新型コロナウイルスについては、様式1「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症療養届出書」をご利用ください。

上記疾病のため、

年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで

安静加療を要したことを 証明いたします。

年 月 日 医療機関名

医師名

印